

令和元年(2019年)7月3日  
建設経済部 産業振興戦略局 産業立地企画室

## 市独自の企業立地支援制度が 創設されました！！！！

### ■趣旨・目的

湖南省では、『産業振興と女性の社会参画を推進し、地域の活力を創造すること』をねらいとして、令和元年6月27日に『湖南省産業振興及び女性活躍推進等に係る奨励措置に関する条例』が施行されました。

これにより、市内に工場などを新設、増設または建替する事業者は『企業立地促進奨励金』の交付を受けることができるようになり、さらに設備投資がしやすいまちとなります。

(詳細は別紙のとおり)

### ■問い合わせ

担当課名: 産業立地企画室

担当者名: 木村、檜崎

(直通)0748-71-2353

夜間は、(代表)0748-72-1290 に電話ください。

(FAX)0748-72-4820



〒520-3288

滋賀県湖南省中央一丁目1番地

湖南省役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467

# 湖南省企業立地促進奨励制度の概要

## 産業振興と女性活躍を後押し

湖南省では、地域の活力創造のため、**産業振興**と**女性の社会参画**を推進し、市内に工場などを**新設**、**増設**または**建替**する事業者（営利法人）に**奨励金**を交付します。

奨励金名	企業立地促進奨励金
※交付要件	新設等のために取得した固定資産の課税標準額が <b>5億円以上</b> 。
奨励期間	上記の固定資産税が課税され始めた年度から <b>3年度間</b> とする。
	トイレ、ロッカー、更衣室など、 <b>女性が社会経済活動に参画しやすい設備</b> を同時期に設置した場合 <b>1年度間</b> 延長。
	<b>事業所内保育事業または企業主導型保育事業の用に供する施設</b> を同時期に設置した場合、 <b>1年度間</b> 延長。
奨励措置	奨励金の額は、 <b>予算の範囲内</b> で、 <b>上記の固定資産税額に2分の1を乗じた額</b> とする。ただし、 <b>4年度目以降は4分の1を乗じた額</b> とする。

※**新設**のために取得した固定資産には、**土地**も含まれます。また、**市税などを滞納していないこと**、**貸金業**または**風俗営業**などに該当しないことなどの要件があります。

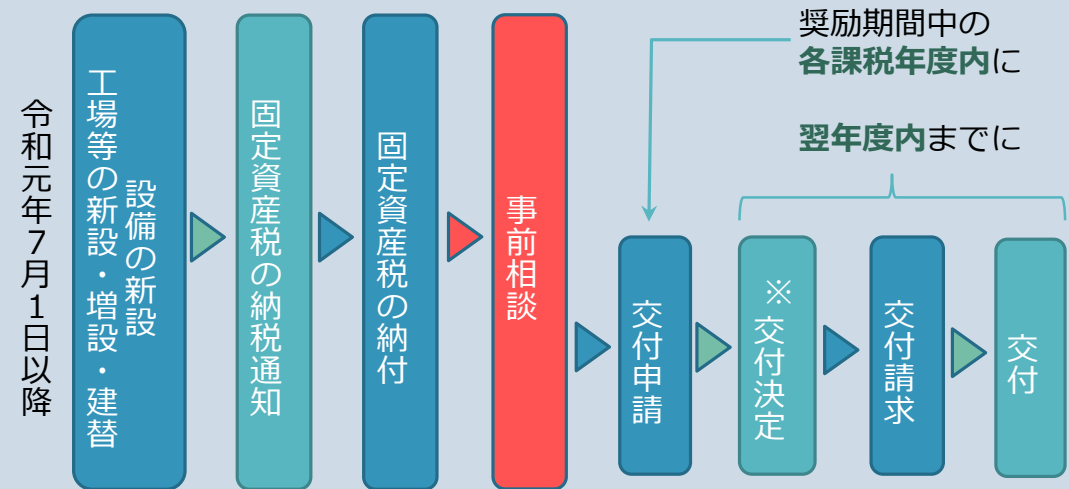
### <注意事項>

・**交付を受けた期間と同期間**は、奨励措置の対象となった工場などにおける**事業を継続してください**。

・奨励措置の対象となった工場などで人材、資材、資源などを調達する場合は、市内の域内循環が図られるよう努めてください。

・女性の個性と能力が十分に発揮され、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるよう努めてください。

### 手続の流れ



※新設等の際して他の補助などを受けている場合は、奨励金の額から減じます。交付期間中、合併などにより地位承継ができる場合があります。

### 手続に必要な書類

- (1) 法人の登記事項証明書
- (2) 定款又はこれに類するもの
- (3) 市税等の納税証明書
- (4) 投下固定資産額が確認できる書類
- (5) 奨励措置の対象となる工場等における事業の概要
- (6) 新設等のために取得した土地の登記事項証明書
- (7) 奨励措置の対象となる工場等の登記事項証明書
- (8) 奨励措置の対象となる工場等の位置図
- (9) 奨励措置の対象となる工場等の配置図
- (10) 奨励措置の対象となる工場等の写真

※その他、設備の配置図、写真などが必要な場合があります。